

国際交流委員会運営規程

(委員会の運営)

第 1 条 本委員会は、公益社団法人 日本水産学会委員会等設置規程第 2 条、第 1 2 条及び第 1 9 条に拠り運営する。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期は引続き 6 年を越えることはできない。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 本委員会に、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長の選出は、委員会等設置規程第 2 条第 3 項の規定に拠る。

3 委員長及び副委員長の任期は 2 年とし、ただし再任を妨げない。

(委員長の職務)

第 4 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に支障がある場合は、副委員長がその職務を代行する。

2 委員長は、議事録を委員全員に配布する。

3 委員長は、審議の結果を国際交流担当理事に報告する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、年 2 回開くほか、必要に応じ臨時開催する。なお、書面による審議をもって委員会の開催に代えることができる。

(委員会の所掌する事項)

第 6 条 委員会は、世界水産学協議会、アジア水産学会、アメリカ水産学会、イギリス諸島水産学会、韓国水産科学会、中国水産学会等との連携を強化する。さらに、その他諸外国の水産関連学会との学術交流を積極的に推進する。

2 委員会は、国際集会の主催、共催、協賛等を企画して、水産学関連の学術の国際的な情報発信に努める。

3 委員会は、水産教育に関する国際連携等にも積極的に参加するとともに、水産教育に関する国際的な情報の収集と、情報の発信に努める。

4 委員会は、国際機関等と連携して水産学関係の国際貢献に努める。

5 委員会は、水産学における学術の国際情報発信並びに国際的な人材育成のために、優れた若手研究者の国際学会での発表を顕彰し、その参加を支援する。この支援およびその対象者の選考については、別に定める申し合わせによる。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

(平成 25 年 6 月 8 日 一部改正)

(平成 27 年 2 月 28 日 一部改正)

(平成 29 年 9 月 21 日 一部改正)

(令和 5 年 9 月 30 日 一部改正)

(令和 6 年 9 月 21 日 一部改正)